

4.4. 中央児童福祉審議会

緊急に実施すべき児童福祉及び母子保健施策について (46.6.10.)

〔原資料のうち、ここには母子保健の項だけを収録した。原資料の目次および母子保健以外の項の本書における掲載箇所については、次に掲げるとおりである。〕

- 1 緊急に決定すべき児童福祉施策について
 - 1 精神薄弱者対策の推進について〔 4.8. 〕
 - 2 身体障害児対策について〔 4.11. 〕
 - 3 いわゆる動く重障児対策について〔 4.11. 〕
 - 4 事業所内保育施設について〔 4.15. 〕
 - 5 児童福祉施設等の運営管理について〔略〕

緊急に実施すべき母子保健施策について

緊急に実施すべき母子保健施策について

母子保健対策に関し、当審議会は昭和39年12月その体系化と積極的な推進方策について総括的なビジョンを示し、その後昭和43年12月より具体的な方策を網羅的に示唆し、さらに昭和45年1月これらの方策のうち、とくに緊急を要する事項を意見具申したところである。

その間これら一連の意見具申のうち相当の事項が政府の施策において具体化され、対策の前進が認められるものの、わが国の現状における母子保健の重要性を考えると、なおいまだ著しく不十分な感をまぬかれない。よって、さきに示した諸施策のうちとくに早急に実施することが必要と思われる諸事項を次に述べる。

なお、最近における社会の急激な変化に伴い、母乳軽視の傾向等に見られるいわゆる母性意識の低下の問題、都市や農村における婦人の作業、労働、通勤等が妊娠、出産、育児に悪影響を及ぼす問題、あるいは公害の増大

に伴う環境悪化が母体と乳幼児の健康底下をきたしている問題など母子保健の立場から見過ごすことのできない緊急な諸問題についても、世論の喚起と適切な指導を含む有効な対応策を講ずることをゆるがせにはならない。

1 健康診査、保健指導の徹底

妊娠婦、乳幼児に対する健康診査は母子の保健を確保するための前提条件であるが、国の施策においても都道府県の施策においても近時大幅な前進をみたところである。しかしながら、医療機関に委託して行なう妊婦健康診査、乳児精密健康診査について、検査項目およびその内容が不十分であること、実施体制が十分に整っていないこと、対象者に所得制限があることなど不徹底な点が多いので、これが完全な実施を目途として強力な推進を図る必要がある。また、保健所で行なう乳児一般健康診査並びに3歳児健康診査をはじめとする幼児健康診査についても実施の徹底を図るとともに健診内容の充実に配慮する必要がある。

なお、健康診査の効果を確保するため、事後の保健指導、必要な医療的措置の徹底を図るとともに、生活指導（栄養指導その他妊産婦体操、赤ちゃん体操等）を強化することが必要である。

2 医療援助対策の強化

母子の医療援護のうち、とくに必要性とニードの高い早期の新生児の疾病及び異常並びに未熟児に対する医療援護対策を強化するため、不足している医療機関の普及並びに通常よりも極めて濃厚な看護を必要とするこれら患者に対し適切な看護を可能にするための措置をとるとともに、心臓その他内臓障害に対する育成医療制度の拡充を行なう必要がある。また、妊娠中毒症について、現行の医療費援助制度の改善強化を図るとともに、分娩時の出血対策を総合的に推進するため、妊婦健康診査の際に出血素因検査を行なうこと、とくに必要な地域に産科救急器具の整備を行なうことおよび血液確保対策を強化する等の措置を講ずる必要がある。

3 市町村における実施体制の強化

母子保健は個々の家庭に特有な状況に応じて指導を行なう必要があるため、行政の実施単位を市町村とすることが望ましいので、市町村における母子保健指導要員の確保のための有効な方途を講ずる等の施策を進めるとともに、母子保健管理のため、保健管理カードを整備するなどの施策を実施して、市町村の事業に対する実施能力の向上並びに関心と意欲の増強を図る必

要がある。

また、母子健康センターを市町村における母子保健事業実施の拠点とするよう積極的に配慮すべきである。この場合、母子健康センターと保健所の機能並びに医療機関とくに産科の病院や診療所および助産所との関連を十分に調査して円滑に業務が行なわれるよう考慮することが肝要である。

4 地域組織活動の推進と民間団体の活動強化

母子保健事業は地域ぐるみの指導を行なうことによってこそ真の効果を期待できるものであり、この意味で民間活動のはたす役割は甚だ重要である。したがって、従来から行なわれている愛育班活動や母子保健推進員による地域組織活動を全国的に普及強化するとともに、関係民間諸団体の活動強化に十分配慮する必要がある。

5 母子保健思想の普及

母子保健の向上のためには個々人の自覚と正しい理解が重要なことはいうまでもないことであるが、最近の母性意識の低下傾向に堪がみ、婚前教育、新婚学級、家族計画指導、母親学級および家庭児童相談並びに地域組織活動等においてとくに母性意識の向上を図るように努めることが肝要である。

6 心身障害児発生予防のための研究の推進

心身障害児問題の根本的解決は発生予防にあることはいうまでもないが、最近の医学並びに関連諸科学の進歩により、次第にその研究の成果が現われてきつつある現状である。したがって、従来のように個々の疾病ごとにばらばらに研究を行なうことなく、心身障害の発生に重大な影響を及ぼす妊娠、分娩並びに新生児の時期に重点をおいて、遺伝の問題を含め、総合的な大型プロジェクト研究を行なうことが極めて緊急である。そのためには相当思いきった研究投資が必要である。